

平成25年度 行政評価報告書
(第1・2次評価結果報告書)

平成25年9月
清瀬市行政評価委員会

平成25年度 行政評価報告書

目次

1	平成25年度行政評価制度の実施について	1頁
2	評価対象事業	5頁
3	第1次および第2次評価にかかる評価票について	6頁
4	第1次および第2次評価結果一覧	6頁
5	第1次および第2次評価にかかる評価票	8頁
6	外部評価対象事業	8頁

資料

1	清瀬市行政評価実施要綱	9頁
2	清瀬市行政評価外部評価実施要綱	12頁
3	平成25年度清瀬市行政評価票 全33事業	15頁

1 平成25年度 行政評価制度の実施について

清瀬市では、本制度の形骸化を防ぎ、かつ、第4次行財政改革大綱の主軸を成すPDCAサイクルの構築を目的に、昨年度より外部評価（第三者）を導入している。

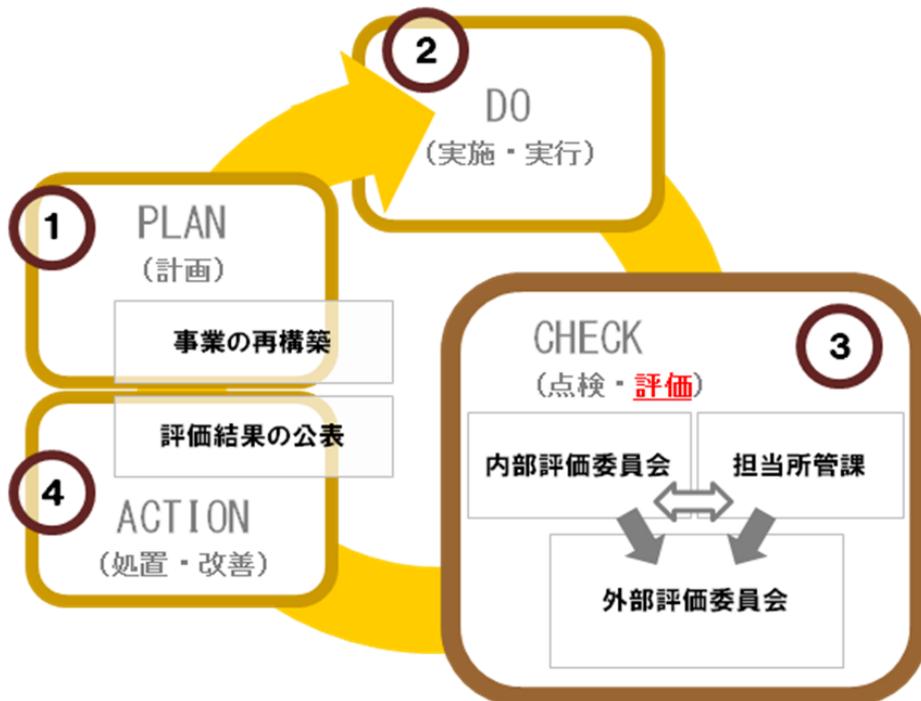
昨年度については、25の事務事業について評価し、そのうち内部の評価委員会で選定した5事業について外部評価（第三者）を行った。評価結果については、職員周知を図り、平成25年度予算編成への活用、並びに、今年度の事業実施において反映しているところである。更には、本年度終了時における、反映状況の実績報告をもって、一連のフォローアップとしていく。

また、清瀬市における行政評価制度とは、国の事業仕分け手法（財源確保のため事業廃止等の是非を結論付けるもの）とは異なり、内部評価だけでは不可能であった「気付き」を得ることで、市民の期待するサービスの水準アップを目指すことを主旨としている。

平成25年度においては、昨年度の課題、効果を検証し、外部評価を中心とした行政評価システムの精度を高め、引き続き市民への説明責任を果たす行政改革手法として、次のとおりとした。

（1）平成25年度のポイント

- 行政評価外部評価委員会（以下、外部評価委員会）による評価対象事業の選定。
- 行政評価委員会（以下、内部評価委員会）による評価方法の変更。
- 外部評価委員会での内部評価委員による論点の明確化。



(2) 評価対象事業の選定手順

- 一般会計予算書レベルの項目を大前提として、「わかりやすい予算書（財政課作成）」にある平成24年度全事業を対象とする。以下の基準をもとに、評価を行う事業を選定する。

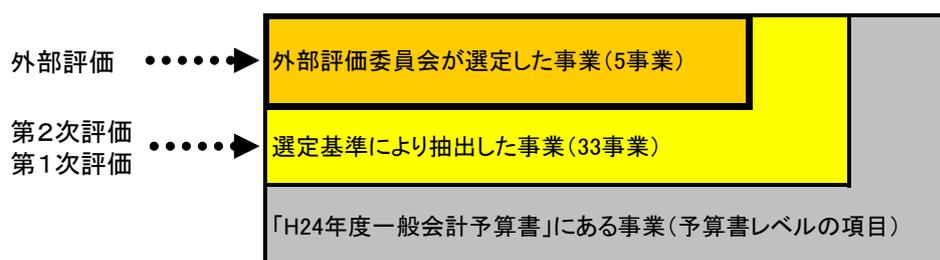
【行政評価対象事業選定の基準】

- 予算規模100万円以上の事業
- 一般財源の比率が総事業費の70%以上の事業
- 概ね3年以上継続しており、平成25年度も引続き実施している事業
- 外部の評価を参考としたい事業
- 下記に該当するものを除く事業
 - 単年度で終了する事業、すでに事業継続の見込みが無い事業
 - すでに今年度中に見直しをする可能性が生じている事業
 - 市の裁量が乏しい事業（※）
 - 調査研究の段階にあり、予算規模が見込めない事業

※「市の裁量が乏しい事業」の解釈

当市における行政評価制度は、いわゆる「仕分け」ではなく事業のサービス水準アップを目指す行財政改革の一制度であることを尊重し、法的強制力や国の委譲等による義務的事业であって廃止の裁量を有しない事業においても、事業手法の改善等により一般財源の縮減が見込めるものについては「市の裁量が乏しい事業」に含まれない可能性を有するものとする。

- 行政評価対象事業のうち、外部評価委員会が選定した5事業を今年度の外部評価対象とする。

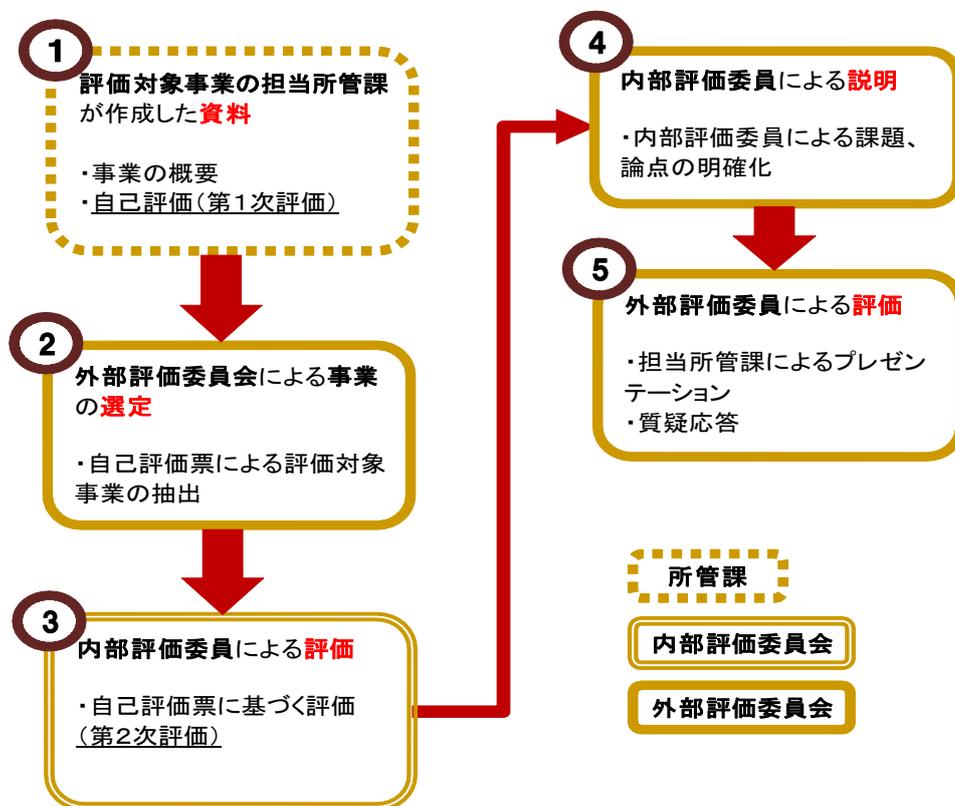


(3) 評価方法について

- 評価は、外部評価委員会が、主に①評価対象事業の担当所管課による自己評価（第1次評価）、②外部評価委員会による評価対象事業の抽出、③内部評価委員会での評価（第2次評価）、④外部評価委員会での課題・論点の説明、⑤外部評価委員会での所管課プレゼンテーション及び質疑応答の①～④をもとに行う。
- ①の担当所管課による自己評価とは、「必要性」「有効性」「効率性」「代替性」の視点から実施状況を外部評価委員に示すことを主旨とする。

- ②の外部評価委員会では、第1次評価後の評価表をもとに、外部評価の対象とする5事業の選定を行う。
- ③の内部評価委員会では事業評価のほか、事業の課題や外部評価委員会に示す論点を明確にする。
- ④の外部評価委員会では、内部評価委員が5事業の課題や論点について、外部評価委員に示すものとする。
- ⑤の外部評価委員会では、担当所管課のプレゼンテーションの後、質疑応答を交えて評価を行う。
- 外部評価委員会による評価は、「拡充」「継続（現状維持）」「見直し」「休・廃止」といった択一式ではなく、外部評価委員の自由な意見による、各事業の方向性に沿った個別のものとする。

【評価の流れ】



(4) 評価結果の公表について

- 評価結果の公表については、評価したすべての事務事業を公表する。
- 平成26年度の予算や今後の取組みへの反映状況は一覧にまとめて公表する。

(5) 清瀬市行政評価委員会（内部評価委員会）

内部評価委員会は、清瀬市行政評価実施要綱第7条に基づき、以下のように構成する。また、外部評価委員に対し、当該事業の課題や評価の論点などを明らかにする。

【平成25年度清瀬市行政評価委員会】

副市長（委員長）
企画部長
総務部長
企画課長
財政課長
職員課長

（6）清瀬市行政評価外部評価委員会（外部評価委員会）

外部評価委員会は、清瀬市行政評価外部評価実施要綱第4条（資料2）に基づき、以下のように構成する。

【平成25年度清瀬市行政評価外部評価委員会】

公募市民（6名）、学識を有する者（3名）

	役職	氏名	区分	所属等
1	委員長	星野 泉	学識経験者	明治大学政治経済学部 教授
2	副委員長	菅原 敏夫	学識経験者	公益財団法人地方自治総合研究所 研究員
3	委員	松崎 正一	学識経験者	松崎正一税理士事務所 税理士
4	委員	赤川 都	公募市民	
5	委員	板倉 美代子	公募市民	
6	委員	小西 一午	公募市民	
7	委員	城野 兼一	公募市民	
8	委員	中川 忠	公募市民	
9	委員	中西 雅司	公募市民	

（役職・区分別五十音順、敬称略）

2 評価対象事業

整理番号	担当課	行政評価対象事業
1	企画課	市民協働推進事業
2	秘書広報課	市民相談関係事業
3	男女共同参画センター	男女共同参画センター関係事業
4	防災防犯課	防災対策事業
5	市民課	野塩地域市民センター管理事業
6	徴収課	徴収事務事業
7	産業振興課	農業振興対策事業
8	高齢支援課	老人福祉電話事業
9	高齢支援課	老人いこいの家運営事業
10	高齢支援課	ゲートボール場運営事業
11	健康推進課	市民健康診査事業
12	健康推進課	各種がん検診事業
13	健康推進課	休日急病診療事業
14	健康推進課	妊婦健康診査事業
15	健康推進課	結核健診事業
16	健康推進課	各種予防接種事業
17	児童センター	青少年委員活動事業
18	まちづくり課	住宅関係事業
19	道路交通課	放置自転車対策事業
20	水と緑の環境課	環境保全啓発事業
21	水と緑の環境課	緑地保全事業
22	水と緑の環境課	街路樹景観整備事業
23	ごみ減量推進課	清掃事務管理事業
24	教育総務課	奨学資金貸付事業
25	指導課	児童・生徒健全育成事業
26	指導課	学力向上推進事業
27	指導課	スクールバス管理事業（小学校）
28	指導課	教育指導事業（小学校・中学校）
29	指導課	教育振興事業（小学校・中学校）
30	生涯学習スポーツ課	I T関連事業
31	生涯学習スポーツ課	体育施設管理事業
32	図書館	駅前図書館運営事業
33	郷土博物館	博物館事業

※外部評価対象事業は、外部評価委員会にて、上記33事業から5事業を選定。（「6 外部評価対象事業」を参照）

3 第1次および第2次評価にかかる評価票について

第1次および第2次評価にかかる評価票は、事業の実施内容などが記入された事業データ、事業に係わる経費、この2点をもとに事業担当課による第1次評価、内部評価委員会による第2次評価の結果が記載されている。

【評価票の見方】

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名		事業担当課			
事業データ部分 事業データ 事業の目的 法令等根拠 対象(受益者など) 事業の必要性と内容 事業の実績 事業の効果 特記事項(問題点、工夫点、これまでの見直し点など)		事業に係わる経費など(平成24年度実績)			
		決算額	0 千円	部の総事業費に占める割合	
		財源の種類	市	千円	備考:
			国・都	千円	
			市債	千円	
			ほか	千円	
		事業費の主な内訳		経費部分	
		人件費	人件費合計(i+ii)	0 人	0 千円
			所要人員	i 一般職員	人
			ii 嘱託職員	人	千円
事業に係わる経費(平成25年度予算額)		平成25年度予算額	千円	部の総事業費に占める割合	%
第1次評価・事業担当課の自己評価 *各項目いずれか1つを選択		第1次評価			
必要性	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている		
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている		
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である		
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である		
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能		
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能		
第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会を論じてほしい点など)		第2次評価			
意見(論点)					

4 第1次および第2次評価結果一覧

(1) 第1次評価内容

下記の「必要性」「有効性」「効率性」「代替性」の4つの視点から実施状況进行评估する。

必要性	事業の必要性が非常に高い	… 非常に高い	有効性	社会的効果を十分もたらしている	… 効果十分
	事業の必要性が高い	… 高い		社会的効果をもたらしている	… 妥当
	事業の実施に疑問がある	… 疑問		社会的効果が不十分である	… 不十分
効率性	最小の経費で最大の効果をあげている	… 最大の効果	代替性	市が実施すべき事業である	… 市
	経費相当の効果をあげている	… 経費相当		部分的に他の主体での実施が可能	… 部分的に他
	改善の余地がある	… 改善		全体的に他の主体での実施が可能	… 全体的に他

(2) 第2次評価内容

各事業の今後の方向性を「拡充」「継続(現状維持)」「見直し」「休・廃止」の4点で評価する。

(3) 評価結果一覧

整理番号	担当課	行政評価対象事業	第1次評価				第2次評価
			必要性	効率性	有効性	代替性	
1	企画課	市民協働推進事業	非常に高い	改善	妥当	市	継続
2	秘書広報課	市民相談関係事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
3	男女共同参画センター	男女共同参画センター関係事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
4	防災防犯課	防災対策事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
5	市民課	野塩地域市民センター管理事業	高い	経費相当	妥当	部分的に他	見直し
6	徴収課	徴収事務事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
7	産業振興課	農業振興対策事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
8	高齢支援課	老人福祉電話事業	高い	経費相当	妥当	部分的に他	見直し
9	高齢支援課	老人いこいの家運営事業	非常に高い	経費相当	妥当	市	継続
10	高齢支援課	ゲートボール場運営事業	疑問	改善	妥当	市	見直し
11	健康推進課	市民健康診査事業	高い	経費相当	妥当	市	継続
12	健康推進課	各種がん検診事業	高い	経費相当	効果十分	市	継続
13	健康推進課	休日急病診療事業	非常に高い	経費相当	効果十分	市	継続
14	健康推進課	妊婦健康診査事業	非常に高い	経費相当	効果十分	市	継続
15	健康推進課	結核健診事業	高い	経費相当	効果十分	市	継続
16	健康推進課	各種予防接種事業	非常に高い	経費相当	効果十分	市	継続
17	児童センター	青少年委員活動事業	高い	経費相当	妥当	市	継続
18	まちづくり課	住宅関係事業	高い	最大の効果	妥当	部分的に他	継続
19	道路交通課	放置自転車対策事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	全体的に他	継続
20	水と緑の環境課	環境保全啓発事業	非常に高い	経費相当	効果十分	部分的に他	継続
21	水と緑の環境課	緑地保全事業	非常に高い	経費相当	効果十分	部分的に他	継続
22	水と緑の環境課	街路樹景観整備事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
23	ごみ減量推進課	清掃事務管理事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	部分的に他	継続
24	教育総務課	奨学資金貸付事業	高い	経費相当	不十分	部分的に他	見直し
25	指導課	児童・生徒健全育成事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
26	指導課	学力向上推進事業	非常に高い	経費相当	効果十分	市	継続
27	指導課	スクールバス管理事業（小学校）	非常に高い	改善	効果十分	部分的に他	継続
28	指導課	教育指導事業（小学校・中学校）	非常に高い	改善	効果十分	市	継続
29	指導課	教育振興事業（小学校・中学校）	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
30	生涯学習スポーツ課	I T 関連事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	見直し
31	生涯学習スポーツ課	体育施設管理事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
32	図書館	駅前図書館運営事業	非常に高い	経費相当	妥当	市	継続
33	郷土博物館	博物館事業	高い	経費相当	妥当	市	継続

5 第1次および第2次評価にかかる評価票

- 平成25年度事務事業評価は平成24年度実施事務事業を対象とする。
 - 事務事業評価票は担当課順としている。
 - 各事務事業には担当課順に整理番号を付番している。
- ※平成25年度清瀬市行政評価票は巻末のとおりである。

6 外部評価対象事業

本年度の外部評価対象事業として、外部評価委員会にて評価対象事業33事業のうち、下記の5事業を選定した。

なお、外部評価結果については、外部評価委員会より別途報告予定である。

外部評価対象事業

	整理番号	担当課	行政評価対象事業
1	12	健康推進課	各種がん検診事業
2	21	水と緑の環境課	緑地保全事業
3	24	教育総務課	奨学資金貸付事業
4	26	指導課	学力向上推進事業
5	33	郷土博物館	博物館事業

清瀬市行政評価実施要綱

平成17年 5月25日訓令第46号

改正

平成19年 3月30日訓令第23号

平成20年 3月31日訓令第19号

平成24年 5月31日訓令第61号

(目的)

第1条 この要綱は、清瀬市の事務事業の執行に係る行政評価を実施することにより、市の行財政運営の継続的な見直しを行うとともに職員の意識改革を図り、市政に関する市民への説明責任を果たし、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業 特定の行政課題等に対応するための具体的な方策について、これらを実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。
- (2) 行政評価 事務事業について、その実施結果及び効果を分析し検証を行うことをいう。
- (3) 清瀬市行政評価委員会 行政評価の円滑な執行を図るとともに、評価の客観性を確保することを目的に設置する委員会をいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、清瀬市組織規則（昭和48年清瀬市規則第8号）第2条により設置された課等、清瀬市教育委員会事務局組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第3号）第2条第1項により設置された課、清瀬市立図書館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第5号）第2条により設置された課、清瀬市郷土博物館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第6号）第2条により設置された課、会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年清瀬市規則第13号）第1条により設置された課、清瀬市議会事務局設置条例（昭和35年清瀬町条例第9号）第1条により設置された局、清瀬市監査委員条例（平成14年清瀬市条例第25号）第3条第1項により設置された局、清瀬市選挙管理委員会規程（平成8年清瀬市選挙管理委員会規程第1号）第19条第1項により設置された局並びに清瀬市農業委員会事務局の設置及び運営に関する規程（昭和45年清瀬市農業委員会規程第1号）第2条により設置された局（以下「課等」という。）の所掌する事務事業を対象とする。

(行政評価の内容)

第4条 行政評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第一次評価 清瀬市行政評価委員会が選定する事務事業を所管する課等において、当該事務事業の必要性、効率性、有効性及び代替性等の視点からその事務事業の実施状況を評価し、その結果に基づく総合評価を行う。

(2) 第二次評価 第一次評価の結果を受け、清瀬市行政評価委員会がその事業の効果を検証し、総合的な評価を行う。

(行政評価委員会の設置)

第5条 行政評価の円滑な執行を図るため、清瀬市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 行政評価の対象となる事務事業を選定すること。
- (2) 委員会により選定された事務事業を所管する課等に通知すること。
- (3) 第一次評価の結果を受け第二次評価を実施すること。
- (4) 第二次評価の結果を市長に報告すること。

(委員会の組織及び運営)

第7条 委員会は、市長が委員として任命する副市長及び6人以内の市職員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が事前に指名する委員をもって委員長の職務を代理させる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 委員会は委員長が招集する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(行政評価の実施)

第9条 第6条第2号に規定する選定の通知を受けた課等は、速やかに行政評価を実施するものとする。

(外部評価)

第10条 行政評価については、その客観性を確保するため、外部の異なった視点による評価（次項において「外部評価」という。）を実施するものとする。

- 2 外部評価の実施方法その他の外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(行政評価の公表)

第11条 市長は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年5月25日から施行する。
(清瀬市行政評価委員会設置要綱の廃止)
- 2 清瀬市行政評価委員会設置要綱（平成16年清瀬市訓令第53号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日訓令第23号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役がこの訓令施行後において任期中にあるときは、改正前の要綱第3条の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第19号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月31日訓令第61号)

この訓令は、公布の日から施行する。

清瀬市行政評価外部評価実施要綱

平成24年5月31日訓令第60号

(目的)

第1条 この要綱は、市の行財政運営の継続的な見直し、職員の意識改革、市政に対する市民への説明責任等を果たすため、市の事務事業の執行に係る行政評価（清瀬市行政評価実施要綱（平成17年清瀬市訓令第46号）第2条に規定する行政評価に同じ。以下「行政評価」という。）に外部評価制度を導入し、透明性を確保して効率的、かつ効果的な市政運営を推進することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、市が実施する行政評価に学識経験者等の意見、提案等を取り入れて行政評価の客観性を確保するため、清瀬市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価結果に市民の視点で評価を行うこと。
- (2) 市が実施した行政評価結果に専門家の視点で評価を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善に意見を述べること。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

(組織)

第4条 委員会は、市長が次の各号に掲げる者から委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるほか委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聴き定める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の会議において議事を決するとき、出席委員の過半数以上の賛成等を要するものとする。

(外部評価結果の報告)

第7条 委員長は、第3条に規定する所掌事項を執行することにより外部評価が終

了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項に拘らず市長に対して行政評価システム全般に意見を提案することができる。

(報告結果の利用等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する報告があったときは、庁議及び部課長会議その他の会議で職員にその内容を周知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による提案があったときは、これを尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価における外部評価の実施に必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成25年度清瀬市行政評価表 全33事業

平成25年度行政評価対象事業

整理番号	担当課	行政評価対象事業
1	企画課	市民協働推進事業
2	秘書広報課	市民相談関係事業
3	男女共同参画センター	男女共同参画センター関係事業
4	防災防犯課	防災対策事業
5	市民課	野塩地域市民センター管理事業
6	徴収課	徴収事務事業
7	産業振興課	農業振興対策事業
8	高齢支援課	老人福祉電話事業
9	高齢支援課	老人いこいの家運営事業
10	高齢支援課	ゲートボール場運営事業
11	健康推進課	市民健康診査事業
12	健康推進課	各種がん検診事業
13	健康推進課	休日急病診療事業
14	健康推進課	妊婦健康診査事業
15	健康推進課	結核健診事業
16	健康推進課	各種予防接種事業
17	児童センター	青少年委員活動事業
18	まちづくり課	住宅関係事業
19	道路交通課	放置自転車対策事業
20	水と緑の環境課	環境保全啓発事業
21	水と緑の環境課	緑地保全事業
22	水と緑の環境課	街路樹景観整備事業
23	ごみ減量推進課	清掃事務管理事業
24	教育総務課	奨学資金貸付事業
25	指導課	児童・生徒健全育成事業
26	指導課	学力向上推進事業
27	指導課	スクールバス管理事業（小学校）
28	指導課	教育指導事業（小学校・中学校）
29	指導課	教育振興事業（小学校・中学校）
30	生涯学習スポーツ課	I T 関連事業
31	生涯学習スポーツ課	体育施設管理事業
32	図書館	駅前図書館運営事業
33	郷土博物館	博物館事業